

JP ロジスティクス株式会社

安全管理規程

労働安全指導部

令和 6 年4月1日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法第16条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

輸送の安全を確保することについては、自社だけでなくグループ会社及び協力会社を含めたJPロジスティクス株式会社（以下「当社」という。）に関係する全ての事業者との連携を図るよう努めるものとする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

(定義)

第3条 この規程で定めた用語の定義は、次の通りとする。

「安全統括管理者」とは、貨物自動車運送事業法第16条の規定に基づくものをいう。

「支社安全統括管理者」とは、支社長をいう。

「支店安全統括管理者」とは、支社安全統括管理者が任命し、担当支店（別紙1）の安全を推進するものをいう。

「運行管理者」とは、貨物自動車運送事業法第18条の規定に基づくものをいう。

「整備管理者」とは、道路運送車両法第50条の規定に基づくものをいう。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(基本方針)

第4条 社長は、輸送の安全に関する方針を策定し、それに従って以下の取組を行うものとする。

- ①安全は、全てに優先させる。
- ②安全運転の推進を積極的に行う。
- ③ヒヤリハット情報の活用により、事故の予防に努める。
- ④法令等を遵守し、労働災害の防止及び輸送の安全確保に努める。
- ⑤労働安全衛生目標を定期的に見直し、継続的改善に努める。

- 2 本方針は、全社に教育、啓発により周知し、意識及び知識を向上させるとともに、広く一般に開示しなければならない。

(重点施策)

第5条 前条方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ①輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
 - ②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的且つ効率的に行うよう努めること。
 - ③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
 - ④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - ⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
- 2 当社及びグループ会社が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
 - 3 協力会社を利用する場合にあっては、協力会社の輸送の安全を阻害するような行為を行わない。更に、協力会社と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、協力会社の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(目標)

第6条 第4条に掲げる基本方針に基づき、目標を策定する。

(計画)

第7条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第8条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終の責任を負う。

- 2 社長は、輸送の安全を確保するため、次に掲げる責任を負う。
 - ①輸送の安全の確保のための予算の確保、体制の構築、他必要な措置を講じること。
 - ②輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重すること。
 - ③輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を確認し、必要な改善を行うこと。

(社内組織)

第9条 社長は、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、企業統治を的確に行うため、現業実施部門を管理する責任と権限を持つ経営管理部門を次の通り指定する。

①労働安全指導部

②人事・総務部

③輸送部

④業務部

2 別紙1「輸送の安全に関する組織及び指揮命令系統」に則り、次に掲げる者を選任し、配置する。

①安全統括管理者

②支社安全統括管理者

③支店安全統括管理者

④運行管理者及び運行管理補助者（以下、「運行管理者等」という）

⑤整備管理者及び整備管理補助者（以下、「整備管理者等」という）

⑥運転者等は、本項①から⑤に定めるものの指示を遵守し、また、安全運行に資する技能等の向上に努め、安全な運行等輸送の安全の確保を行うこと。

(安全統括管理者等の選任及び解任)

第10条 社長は、自らまたは役員（執行役員）もしくはそれと同等の責務を有する経営管理部門長のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者の中から、安全統括管理者を選任する。

2 支社安全統括管理者は、支社長を選任する。

3 支店安全統括管理者は、支店長を選任する。

4 運行管理者等及び整備管理者等の選任及び運用は、運行管理規程及び整備管理規程に定めるところによる。

5 安全統括管理者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

①国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

②身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

③関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第11条 安全統括管理者は、社長の命による、次に掲げる責務を有する。

①全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識付けを徹底すること。

- ②輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- ④輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。
- ⑤運行管理規程に定める運行管理が、適正に行われるよう運行管理者等を統括管理すること。
- ⑥整備管理規程に定める整備管理が、適正に行われるよう整備管理者等を統括管理すること。
- ⑦輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育、研修を行うこと。
- ⑧その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。
- ⑨輸送の安全確保の状況について、内部監査等によりその把握に努め、その結果を随時、社長に報告するとともに、改善のための必要な措置を講ずること。
- ⑩社長に対し、輸送の安全確保とその改善について意見を述べる等、事故の防止をはじめとした、輸送安全向上に必要な措置を講ずること。

（支社安全統括管理者の責務）

第 12 条 支社安全統括管理者は、安全統括管理者の命を受け、支社内の輸送の安全の確保に関し、第 11 条の①から⑧に掲げる責務を有する。

（支店安全統括管理者の責務）

第 13 条 支店安全統括管理者は、支社安全統括管理者の命を受け、支店内の輸送の安全の確保に関し、第 11 条の①から⑧に掲げる責務を有する。

（代務者の選任及び責務）

第 14 条 第 9 条第 2 項第①と②に定める安全統括管理者は、それぞれ安全統括管理代務者（以下、「安全統括代務者」）をおくことができる。なお、第 9 条第 2 項①の安全統括管理者の安全統括代務者は、安全統括管理者もしくは社長が選任する。

- 2 安全統括代務者は、それぞれの安全統括管理者が上級の安全統括管理者の承認を得て選任することができる。
- 3 安全統括管理者が不在の場合またはその職務を執行できない場合には、安全統括代務者が安全統括管理者の職務を執行する。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（重点施策の実施）

第15条 輸送の安全に関する経営方針に基づき、運輸安全マネジメント計画を策定。これに基づく重点施策を着実に遂行し、その目標達成に努めること。

- 2 運輸安全マネジメント計画の起案、取りまとめ、進捗管理及び定期的なレビューは、安全統括管理者が経営管理部門を統括し行う。
- 3 各施策の起案、実施、進捗管理及びレビューは、安全統括管理者が経営管理部門を統括し行う。

(情報の共有及び伝達)

第16条 社長、経営管理部門と現業部門、運行管理者、整備管理者等と運転者の意思疎通を十分に図ることにより、輸送の安全に関する情報が適切に伝達、共有されるように努めるものとする。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、見過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じるものとする。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第17条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別紙2によるものとする。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長または社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 安全統括管理者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故災害等があった場合には、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(教育及び研修)

第18条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な教育の起案及び研修に関する具体的な計画の策定を経営管理部門に指示する。

- 2 前項の教育及び研修の実施にあたっては、経営管理部門が必要な教育及び研修の実施を支社長に指示し、集合研修及び支店管理職による日常教育をもって、着実に実施する。

(情報の公開)

第19条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する次の情報をホームページに掲載し、毎年度外部に公表する。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
- ③ 重大事故に関する統計（自動車事故報告規則に規定する自動車事故）
- ④ 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- ⑤ 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制
- ⑥ 安全統括管理者、安全管理規程
- ⑦ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- ⑧ 輸送の安全に関する内部監査結果に基づき講じたまたは講じようとする措置

- 2 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 8 に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には速やかに外部に対し公表する。

第5章 輸送の安全に関する内部監査と改善措置

(内部監査)

第20条 監査室長は、輸送の安全に関する施策の実施状況を確認するため、少なくとも 1 年に 1 回以上適切な時期を定めて内部監査を実施し、社長に報告する。また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

(改善指示)

第21条 社長は、事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、安全統括管理者に対し改善のための必要な措置を講ずるよう指示する。

- 2 安全統括管理者は、前条の内部監査の結果や改善すべき事項が認められた場合には、速やかに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、支社安全統括管理者及び支店安全統括管理者に対し改善のための必要な措置を講ずるよう指示する。
- 3 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、社長は安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずるよう指示する。

(記録の管理等)

第22条 本規程は、業務の実態に応じ定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置または予防措置等を記録し、安全統括管理者は、これを適切に保存する。
- 3 第 2 項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、文書管理規程に準ずる。

第6章 附 則

(規程の改廃)

第23条 本規程を改廃する場合は、規程等管理規程による。

(主管部門)

第24条 本規程の主管部署は、労働安全指導部とする。

(実施期日)

第25条 本規程は、令和6年4月1日より改訂実施する。

平成18年10月 1日制定

平成20年 4月 1日改訂

平成20年12月11日改訂

平成21年 1月 1日改訂

平成22年 3月 1日改訂

平成24年 3月 5日改訂

平成25年11月 1日改訂

平成26年 7月 1日改訂

平成28年 6月 1日改訂

平成28年10月 1日改訂

平成30年 1月29日改訂

平成30年10月 1日 改訂

令和03年 4月 1日 改訂

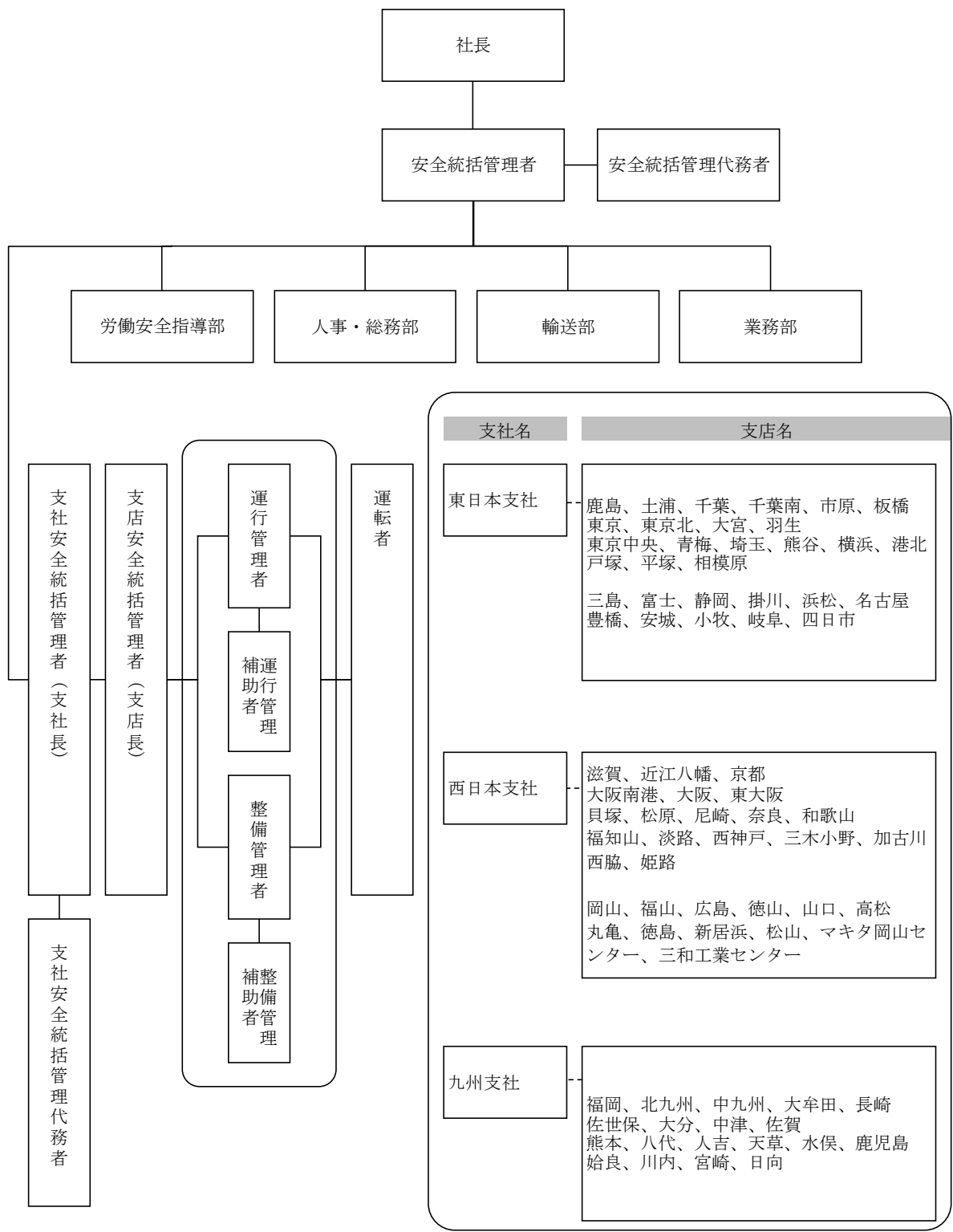
令和04年 7月 1日 改訂

令和05年 4月 1日 改訂

令和06年 4月 1日 改訂

以上

別紙1 輸送の安全に関する組織図及び指揮命令系統



①重大（人身・多重事故他）な車両事故、重篤（死亡・重症）な労働災害・通勤災害の場合

